

約款 新旧対照表

『さくらのセキュアモバイルコネクト SIM 利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条	<p>第1条（目的および適用）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 本約款は、次の各号の者に適用されます（以下、次の各号の者を総称して「SIM 利用者」といいます）。</p> <p>i. SIM を利用する者</p> <p>ii. 本約款、当社が別途定める基本約款（以下、「基本約款」といいます）および「さくらのクラウドサービス約款」の内容および適用に同意した（同意したとみなされる場合を含みます）本サービスの利用者（以下、「本サービス利用者」といいます）</p> <p>3～4.（略）</p>	<p>第1条（目的および適用）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 本約款は、次の各号の者に適用されます（以下、次の各号の者を総称して「SIM 利用者」といいます）。</p> <p>i. SIM を利用（デバイスへの組み込みを含み、以下同じ。）する者</p> <p>ii. 本約款、当社が別途定める基本約款（以下、「基本約款」といいます）および「さくらのクラウドサービス約款」の内容および適用に同意した（同意したとみなされる場合を含みます）本サービスの利用者（以下、「本サービス利用者」といいます）</p> <p>3～4.（略）</p>	<p>・「利用」にデバイスへの組み込みを含むことを明記しました。</p>
第5条	<p>第5条（必要となる機器）</p> <p>1. SIM 利用者は別途、自らの責任と負担において、必要なデバイスを用意するものとします。なお、SIM をデバイスに組み込んだことにより当該デバイス、SIM 利用者または第三者に損害が生じた場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>2.（略）</p>	<p>第5条（必要となる機器）</p> <p>1. SIM 利用者は別途、自らの責任と負担において、必要なデバイスを用意するものとします。なお、SIM をデバイスに組み込むことまたは SIM をデバイスから取り外すことにより当該デバイス、SIM 利用者または第三者に損害が生じた場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>2.（略）</p>	<p>・SIM をデバイスから取り外す際の損害の取扱について明記しました。</p>
第6条	<p>第6条（SIM の取扱いにおける禁止事項）</p> <p>1. SIM 利用者は、SIM の取扱いに関し、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。</p> <p>i. SIM を違法な態様で使用すること。</p> <p>ii. SIM の使用に関して、当社または第三者の知的財産権その他の権利、権原および利益（著作人格権その他の人格的権利を含みます）に支障を及ぼし、またはそれらを滅殺することとなる措置を講じること。</p> <p>iii. SIM に登録されている利用者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去すること。</p> <p>iv. SIM に、当社、電気通信事業者および第三者の業務に支障が生じるような変更、毀損等を加えること。</p>	<p>第6条（SIM の取扱いにおける禁止事項）</p> <p>1. SIM 利用者は、SIM の取扱いに関し、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。</p> <p>i. SIM を違法な態様で利用すること。</p> <p>ii. SIM の利用に関して、当社または第三者の知的財産権その他の権利、権原および利益（著作人格権その他の人格的権利を含みます）に支障を及ぼし、またはそれらを滅殺することとなる措置を講じること。</p> <p>iii. SIM に登録されている利用者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去すること。</p> <p>iv. SIM に、当社、電気通信事業者および第三者の業務に支障が生じるような変更、毀損等を加えること。</p>	<p>・語句を統一しました。</p>
第7条	<p>第7条（SIM の貸与）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. SIM 利用者は、SIM の貸与を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。</p> <p>i. SIM は、当社が SIM 利用者に貸与するものであり、譲渡するものではないこと。</p> <p>ii. SIM 利用者は、SIM を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負うこと。</p> <p>iii. SIM 利用者は、各 SIM に割り当てられた ICCID および PASSCODE につき、自己の責任において適切に管理すること。当該管理により生じた結果（ICCID および PASSCODE を第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ）につき、当社は一切の責を負わないこと。また、SIM 利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うこと。</p> <p>iv. 各 SIM には暗証番号（以下、「PIN」といいます）が設定されていること。SIM 利用者は、当該 SIM をデバイスに接続する際に PIN の入力をするよう、デバイスから設定することができる（この設定がされた状態を以下、「PIN ロック有効状態」といいます）が、PIN ロック有効状態において、当社が別途定める回数以内に正しい PIN を入力しなかった場合、当該 SIM は一時的に利用できない状態となること（この状態を以下、「SIM ロック状態」といいます）。</p> <p>v. 前号に定める SIM ロック状態を解除するには、当社が SIM ごとに別途定める SIM ロック状態解除用番号（以下、「PUK」といいます）を、デバイスから入力しなければならないこと。また、当社が別途定める回数以内に正しい PUK を入力しなかった場合、当該 SIM は以後一切利用できなくなる。なお、この場合において当社は一切の責を負わず、当該 SIM の交換、返金を含め一切の対応をしないこと。</p> <p>vi. SIM 利用者による SIM の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は、SIM 利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないこと。また、第三者による SIM の使用により発生した料金等については、全て当該 SIM の管理責任を負う SIM 利用者の負担となること。</p>	<p>第7条（SIM の貸与）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. SIM 利用者は、SIM の貸与を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。</p> <p>i. SIM は、当社が SIM 利用者に貸与するものであり、譲渡するものではないこと。</p> <p>ii. SIM 利用者は、SIM を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負うこと。</p> <p>iii. SIM 利用者は、当社が SIM 利用者に開示する SIM の仕様（以下、「仕様」といいます。）を理解した上で、仕様に従って SIM を利用しなければならないこと。</p> <p>iv. SIM 利用者は、各 SIM に割り当てられた ICCID および PASSCODE につき、自己の責任において適切に管理すること。当該管理により生じた結果（ICCID および PASSCODE を第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ）につき、当社は一切の責を負わないこと。また、SIM 利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うこと。</p> <p>v. 各 SIM には暗証番号（以下、「PIN」といいます）が設定されていること。SIM 利用者は、当該 SIM をデバイスに接続する際に PIN の入力をするよう、デバイスから設定することができる（この設定がされた状態を以下、「PIN ロック有効状態」といいます）が、PIN ロック有効状態において、当社が別途定める回数以内に正しい PIN を入力しなかった場合、当該 SIM は一時的に利用できない状態となること（この状態を以下、「SIM ロック状態」といいます）。</p> <p>vi. 前号に定める SIM ロック状態を解除するには、当社が SIM ごとに別途定める SIM ロック状態解除用番号（以下、「PUK」といいます）を、デバイスから入力しなければならないこと。また、当社が別途定める回数以内に正しい PUK を入力しなかった場合、当該 SIM は以後一切利用できなくなる。なお、この場合において当社は一切の責を負わず、当該 SIM の交換、返金を含め一切の対応をしないこと。</p> <p>vii. SIM 利用者による SIM の管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等による損害は、SIM 利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないこと。また、第三者による SIM の利用により発生した料金等については、全て当該 SIM の管理責任を負う SIM 利用者の負担となること。</p>	<p>・SIM の利用にあたり仕様に従って利用しなければならない旨を明記しました。</p> <p>・語句を統一しました。</p>
第10条	<p>第10条（保証）</p> <p>1. SIM に関する当社の保証（以下、「本保証」といいます）は、SIM 利用者が新品未開封の SIM を受領した時点での破損・不具合（以下、「初期不良」といいます）または SIM 利用者が SIM を当社の指示に従って正常に使用したにもかかわらず SIM に生じた電氣的・機械的故障（以下、「自然故障」といいます）のみを対象とします。デバイスと SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合がありますが、この場合は本保証の対象ではありません。また、本保証の内容は、初期不良または自然故障が生じた SIM を代替品と交換することに限りです。</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 本保証が効力を有する期間（以下、「保証期間」といいます）は、SIM の利用開始日または利用期間にかかわらず、SIM 利用者が SIM の新品を初めて受領した日または SIM がコントロールパネルにおいて初めて登録された日のいずれか早い日（以下、「保証開始日」といいます）から半年間とします。</p> <p>4～6.（略）</p> <p>7. 以下の各号に該当する場合には、本保証は適用されないものとし、SIM 利用者が代替品の納入を希望する場合には、当社は有償にて対応するものとします。</p> <p>i. 保証開始日を証明できる書類の字句が改ざんされている場合。</p> <p>ii. 保証開始日後の輸送、移動時の落下、管理・保管上の不備により生じた故障および損傷。</p> <p>iii. 保証開始日後の水濡れ（腐食）、落下、衝撃、加圧、異物混入などによる故障および損傷（SIM は防水仕様ではありません）。</p> <p>iv. SIM を極端な高温または低温、多湿の環境、直射日光のあたる場所、ほこりの多い場所で使用していた場合。</p> <p>v. 火災、地震、風水害、落雷、塩害、ガス害、異常電圧、その他の天災地変などによる故障および損傷。</p> <p>vi. 接続している他の機器に起因して SIM に生じた故障および損傷。</p> <p>vii. SIM が有償無償を問わず使用後に SIM 利用者に譲渡されたもの（中古品）であった場合。</p> <p>viii. 前各号のいずれかに該当する場合以外であって、SIM 利用者の責めに帰すべき事由による故障であると当社が判断した場合。</p> <p>8.（略）</p>	<p>第10条（保証）</p> <p>1. SIM に関する当社の保証（以下、「本保証」といいます）は、SIM 利用者が新品未開封の SIM を受領した時点での破損・不具合（以下、「初期不良」といいます）または SIM 利用者が SIM を当社の指示および仕様に従って正常に利用したにもかかわらず SIM に生じた電氣的・機械的故障（以下、「自然故障」といいます）のみを対象とします。デバイスと SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合がありますが、この場合は本保証の対象ではありません。また、本保証の内容は、初期不良または自然故障が生じた SIM を代替品と交換することに限りです。</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 本保証が効力を有する期間（以下、「保証期間」といいます）は、SIM の利用開始日または利用期間にかかわらず、SIM 利用者が SIM の新品を初めて受領した日または SIM が「さくらのクラウドサービス」の基幹システムに初めて登録された日のいずれか早い日（以下、「保証開始日」といいます）から半年間とします。</p> <p>4～6.（略）</p> <p>7. 以下の各号に該当する場合には、本保証は適用されないものとし、SIM 利用者が代替品の納入を希望する場合には、当社は有償にて対応するものとします。</p> <p>i. 保証開始日を証明できる書類の字句が改ざんされている場合。</p> <p>ii. 保証開始日後の輸送、移動時の落下、管理・保管上の不備により生じた故障および損傷。</p> <p>iii. 保証開始日後の水濡れ（腐食）、落下、衝撃、加圧、異物混入などによる故障および損傷（SIM は防水仕様ではありません）。</p> <p>iv. SIM を極端な高温または低温、多湿の環境、直射日光のあたる場所、ほこりの多い場所で利用していた場合。</p> <p>v. 火災、地震、風水害、落雷、塩害、ガス害、異常電圧、その他の天災地変などによる故障および損傷。</p> <p>vi. 接続している他の機器に起因して SIM に生じた故障および損傷。</p> <p>vii. SIM が有償無償を問わず利用後に SIM 利用者に譲渡されたもの（中古品）であった場合。</p> <p>viii. SIM を仕様に従わない態様で利用していた場合。</p> <p>ix. SIM をデバイスから容易に取り外せないような態様（はんだ付けによる場合を含みますが、これに限りません）で組み込んだ場合。</p> <p>x. SIM をデバイスに組み込むことまたは SIM をデバイスから取り外すことに起因して SIM に生じた故障および損傷。</p> <p>xi. 前各号のいずれかに該当する場合以外であって、SIM 利用者の責めに帰すべき事由による故障であると当社が判断した場合。</p> <p>8.（略）</p>	<p>・語句を統一しました。</p> <p>・「さくらのクラウドサービス約款」の改定にあわせて修正しました。</p> <p>・保証対象外になる場合を追加しました。</p>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成30年2月1日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのセキュアモバイルコネクト SIM 利用約款を改正したものであり、第13条に基づき、平成30年4月16日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>